提供資料の管理情報

提供日

2026.12.17

抄録・参照版作成日

2026.12.17

原資料の作成目的

施設側の原因説明と、委託元が受領する対外報告資料の扱いを担当者間で確認する。

保存経路・提供範囲

旧委託元の送付控えと施設側返信を一組で保存した調整記録。啓承が承継保存する旧委託元記録からの提供抄録。施設名と個別連絡先は省略。

掲載元：啓承事業管理株式会社

提供資料

OM-C-17-0615-01

施設側原因説明と委託元提出資料の取扱連絡

案内の版に関する照会受領後、従前の原因説明を提出区分として使う旨を伝えた連絡です。

原資料作成日	2017.06.15
原資料作成者	旧委託元　受託調整担当　三枝 征一 → 施設側原因説明の承認担当　倉橋 修司
文書番号	OM-C-17-0615-01

横浜案内業務の原因説明について、浅葱から有効版・使用ロットが一致するとの照会が施設側へ到達した旨を確認した。実施記録と案内資材の採否は各保有主体の原記録を保持し、委託元の提出資料と同じ保存単位へ統合しない。

委託元へ提出する当該業務の整理欄は、施設側が現在使用している「旧版誤配布」の原因説明を継続して用いる。案内そのものの表示と当日の窓口運用の関係を、委託元提出の事業実績欄へ追加する扱いは見送る。三枝征一は、原因区分の変更が委託元の実績評価と契約整理へ及ぶため、変更案を採る前に当方へ回付するよう求めた。

本連絡により浅葱の契約スタッフに関する判断を行うものではない。施設側原因説明の承認は倉橋修司の職務範囲、浅葱の契約上の理由記録は同社の職務範囲とする。既に届いている版・ロットの照会資料は、施設側の受領経路へ残す。

施設側の回答と適用した説明区分は、返信欄を付して返送すること。委託元の依頼があることを、施設側の確認済み範囲が広がった根拠として記載しない。

連絡した提出上の取扱い

項目	受領した情報・当方の指定	担当
版・ロットの照会	有効版と使用ロットの一致を指摘する照会が到達	施設側が受領・保存
委託元提出の原因区分	従前の「旧版誤配布」を継続	三枝 征一が調整依頼
実績欄への追加	案内表示と当日運用の関係の追加を見送る	変更案は三枝へ回付
施設側の原因説明承認	委託元の提出指定と区別する	倉橋 修司
浅葱の契約判断	本連絡の決定対象外	浅葱都市運営

現在の参照情報

原資料本文とは別に付した参照先です。参照情報更新日：2027.02.19

- 施設側の受領・回答記録 OM-A-17-0616-01 ↗
- 施設側が受領した版の照会記録 ↗
- 施設側の指摘後の回答 ↗

本資料はフィクション作品の一部です。作品案内：https://keisho.piveh.com/about-this-site/